

2025年7月1日保険始期以降

# 外国法事務弁護士賠償責任保険 サイバー保険(オプション①) ロイヤーズマネーガード(オプション②)

＜適用約款：賠償責任保険普通保険約款、弁護士特約条項、外国法事務弁護士担保追加条項、受託者追加条項、施設危険担保追加条項、  
成年後見業務に関する追加条項、等  
業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項等  
ロイヤーズマネーガード適用約款（運送保険普通保険約款にコーポレートマネーガードPLUS保険特別約款（ロイヤーズ  
マネーガード用）セット）＞



# この保険は…

外国法事務弁護士がその資格に基づいて保険期間中に遂行した業務に起因して、他人に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

また、業務遂行のために所有・使用・管理する施設または、業務の遂行によって生じた偶然な事故によって他人に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。

オプションとして外部からのサイバー攻撃等による賠償責任や事故対応にかかる各種費用をカバーしたサイバー保険や、業務にかかる貨紙幣類・有価証券を対象とし、日本国内における輸送中や事務所保管中の損害を幅広くカバーするロイヤーズマネーガードをセットすることもできます。

※オプションのみのご加入はできません。必ず「外国法事務弁護士賠償責任保険」とセットでのご加入となります。

## 基本補償

### 外国法事務弁護士賠償責任保険

(外国法事務弁護士担保追加条項)

受託者賠償(受託者追加条項)

施設賠償(施設危険担保追加条項、人格権侵害担保条項)

成年後見賠償(成年後見業務に関する追加条項)

## オプション①

### サイバー保険

## オプション②

### ロイヤーズマネーガード

※本保険にご加入いただけるのは、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）」に規定する「外国法事務弁護士」の資格をお持ちの方にかぎります（被保険者）。

## 外国法事務弁護士賠償責任保険の概要

### ★補償内容は以下のとおりです。

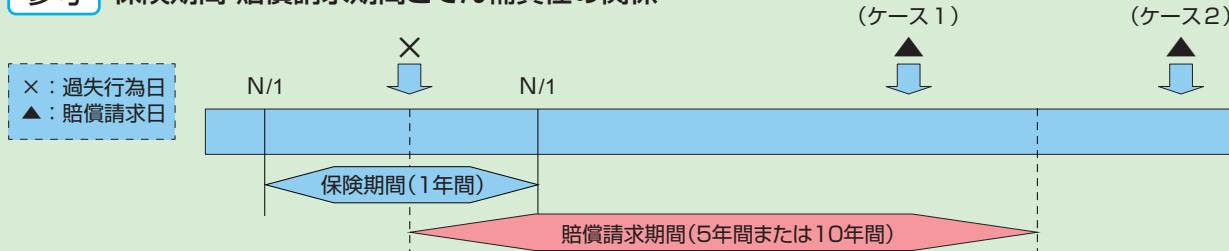
基本補償		お支払いの対象となる事故	お支払いする保険金の種類	訴訟になつた場合の「起訴費用」や「弁護士報酬」等
外国法事務弁護士 賠償責任保険 (外国法事務弁護士担保追加条項)		外国法事務弁護士の資格に基づいて遂行した業務に起因して他人に損害を与え、日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の賠償責任を負った場合	被害者に支払われるべき「損害賠償金」	
自動 セット	受託者賠償 (受託者追加条項)	外国法事務弁護士の資格に基づいて遂行した業務に起因して他人から預かった受託物を事務所内で保管または事務所外で携行している間に火災・盗難・取扱の不注意等により、損壊・紛失・盗取されたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負った場合	「損害賠償金（財物賠償）」 貨紙幣類・有価証券以外の受託物の損害額等	
	施設賠償 (施設危険担保追加条項) (人格権侵害担保追加条項)	・事務所の所有・使用・管理または業務遂行上に起因する偶然な事故によって生じた他人の身体の障害または財物の損害について、法律上の賠償責任を補償します。 ・「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）」に規定する外国法事務弁護士の業務ではない外国法事務弁護士資格を保有していることで行う業務 <sup>※1</sup> に起因した不当行為 <sup>※2</sup> により被保険者が被った賠償責任に対し、1被害者100万円・一連の損害賠償請求および期間中200万円を限度に補償いたします。 ※1 弁護士会や協同組合活動、社外取締役、学術・企業の検討会におけるアドバイス など ※2 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損、口頭・書面・図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害をいいます。	身体 賠償 財物 賠償 人格権 侵害	被害者の治療費・慰謝料・休業補償費 等の損害賠償金 修理費 等の損害賠償金 不当行為に起因する損害賠償金
	成年後見賠償 (成年後見業務追加条項)	成年被後見人の日常生活に起因して他人の身体の障害または財物の損害について法律上の賠償責任を負った場合	「損害賠償金」 被害者の治療費・慰謝料・休業補償費、修理費等	
<オプション①> サイバー保険		サイバー攻撃や情報漏えいまたはそのおそれが発生したことに起因して、フォレンジック調査等、各種対応費用が発生し、他人から損害賠償請求が提訴されて法律上の賠償責任保険を負担した場合	損害賠償金 事故対応に要する諸費用（フォレンジック費用等）	
<オプション②> ロイヤーズマネーガード		業務にかかる貨紙幣類・有価証券を対象に、日本国内における輸送中や事務所保管中に損害を被った場合	被保険者が被った損害（実損害）各種費用損害等	

## 外国法事務弁護士賠償責任保険の概要<続き>

### 保険期間とお支払いする損害との関係は?

- 保険期間は1年間です。
- 保険期間中に行った業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後5年以内（または10年以内）に日本国内において損害賠償請求を提起された場合にかぎり、損害を補償します。

#### 参考 保険期間・賠償請求期間とてん補責任の関係



- 過失行為日が保険期間内に発生しても、(ケース1)は「補償対象」となり、(ケース2)の場合は「補償対象外（免責）」となります。

## 保険金額と年間保険料

### 外国法事務弁護士賠償責任保険 <外国法事務弁護士担保条項>

<保険期間 1年>

保険金額(保険金支払の限度額)			賠償請求期間10年		賠償請求期間5年	
1請求	保険期間中	自己負担金額 (免責金額)	加入型	年間保険料 (弁護士1名あたり)	加入型	年間保険料 (弁護士1名あたり)
10億円	30億円	なし	Y10	99,770円	Y5	95,200円
7億円	21億円		X10	83,770円	X5	79,940円
5億円	15億円		M10	70,600円	M5	67,390円
3億円	9億円		L10	54,460円	L5	51,990円
2億円	6億円		K10	44,530円	K5	42,510円
1億円	3億円		J10	38,330円	J5	36,580円
5,000万円	1億5,000万円		I10	34,450円	I5	32,880円

### 受託者賠償+施設賠償<受託者追加条項><施設担保追加条項>+成年後見賠償<成年後見業務追加条項>

自動セット	保険金額（保険金支払いの限度額）		自己負担額 (免責金額)	年間保険料
	受託	1事故・1年間につき、300万円 (ただし事故発生時の受託物の価額を限度)		
施設	◇身体賠償：1名1億円、1事故2億円 ◇財物賠償：1事故1億円 (人格権侵害担保追加条項) 1被害者 100万円 保険期間中 200万円		なし	1,880円
	1事故 1億円 保険期間中 3億円		なし	

※基本補償の年間保険料=外国法事務弁護士賠償責任保険+ [受託者賠償+施設賠償+成年後見賠償]  
(自動セット1,880円)

## オプション①

# サイバー保険の概要

情報漏えいや外部からのサイバー攻撃等の賠償事故や事故発生時の各種対応費用を補償する保険です。外国法事務弁護士賠償責任保険とセットでご加入ください。

## 1 お支払いする場合

### 商品構成

■ サイバー保険では、以下のそれぞれの対象事由に対して、賠償責任・事故発生時の各種対応費用を包括して補償します。

対象事由		概要
①	情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
②	デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用的結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③	サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④	ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

### 賠償責任

対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償



他人の損害

### 事故発生時の各種対応費用

対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決／再発防止」までの諸費用の補償



事故対応に要する諸費用

### 事故発生時の各種対応費用の詳細

#### 事故対応特別費用 調査/対応/事態收拾/復旧/再発防止

原因調査から事態收拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用を幅広く補償

- 調査： 事故原因調査・影響調査
- 事態收拾： 会見・マスコミ対応・コールセンター設置
- 復旧： データ復旧・情報機器復旧
- 再発防止： コンサルティング

#### サイバー攻撃対応費用 初動/早期発見/早期復旧

サイバー攻撃またはそのおそれによる起因して被保険者が支出した諸費用を補償

- サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用
- ネットワークの遮断のための外部委託費用
- 弁護士等の外部の専門家への相談費用

#### 情報漏えい対応費用 見舞金・見舞品/モニタリング

情報漏えいまたはそのおそれによる起因して被保険者が支出した諸費用を補償

- 上記の事故対応特別費用
- 被害者への見舞金・見舞品
- 情報漏えいのモニタリング

#### 法令等対応費用 相談・調査

情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査等が行われた場合に、被保険者が支出した諸費用を補償

- 弁護士・コンサルタント等の専門家への相談費用
- 報告書等の文書作成費用・公的機関への報告にかかる費用
- 証拠収集費用・翻訳費用

欧州GDPRおよび  
改正個人情報保護法に  
対応!

## 2 対象となる業務は？

被保険者が行う外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)に規定される業務をいいます。

## 3 被保険者

外国法事務弁護士賠償責任保険の被保険者と同一となります。(外国法事務弁護士賠償責任保険に加入していない弁護士は補償の対象となりません。)

## 4

### 保険金額(支払限度額)

■保険金額は、被保険者(外国法事務弁護士賠償責任保険の被保険者と同一)毎に適用されます。

■サイバー保険(オプション①)

保険金額:賠償5,000万円/費用500万円～賠償10億円/費用1億円

7つの加入型からご選択できます。

■自己負担額(免責金額)はございません。

(保険期間1年)

加入型	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
保険金額 (保険金支払の限度額・ 1請求および保険期間中)	賠償5,000万円 費用500万円	賠償1億円 費用1,000万円	賠償2億円 費用2,000万円	賠償3億円 費用3,000万円	賠償5億円 費用5,000万円	賠償7億円 費用7,000万円	賠償10億円 費用1億円
年間保険料 (弁護士1名あたり)	30,680円	38,990円	46,580円	56,470円	67,210円	72,890円	86,250円

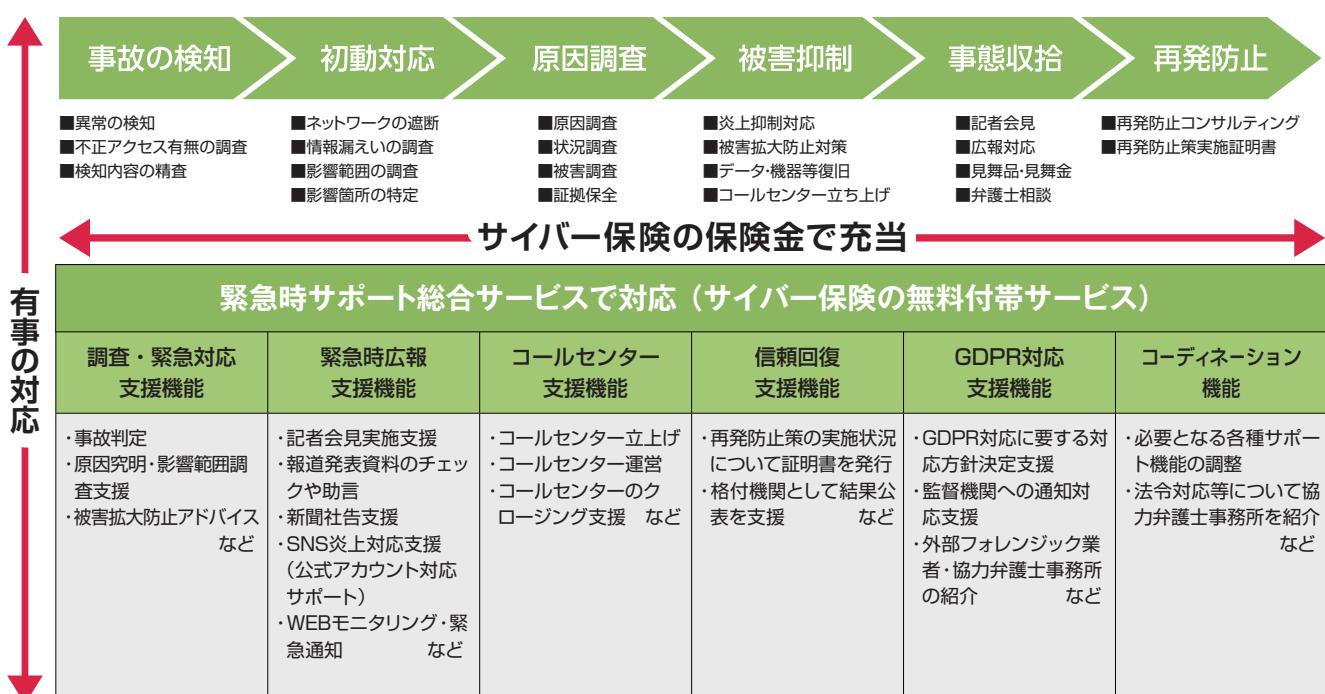
## 5

### サイバー事故時の対応をトータルサポート

無料サービス

緊急時サポート総合サービス

万が一の際、ご用命により、SOMPOリスクマネジメント株が必要な各種サポート機能を調整し、ご提供します。また、これらの機能にかかる費用は、サイバー保険を通じて充当することができます(ファイナンス機能の役割を果たします。)。



※緊急時サポート総合サービスはサイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎり、ご利用いただけます。

※緊急時サポート総合サービスは日本国内での対応にかぎります。

< SOMPO サイバーインシデントサポートデスク >

**緊急時サポート総合サービスを利用される場合は以下の番号へご連絡ください。**

**TEL 0120-318-258 (受付時間: 24時間365日)**

※夜間(17時以降)および休日の受付事案については、対応およびサービス提供が翌営業日(平日9時以降)になる場合があります。



サイバー攻撃や  
情報漏えいなどの  
事故でお困りの際は  
ご利用ください。

## オプション②

# ロイヤーズマネーガードの概要

業務にかかわる貨紙幣類・有価証券を対象とし、日本国内における輸送中や事務所保管中の損害を、幅広くカバーする外国法事務弁護士事務所専用の保険です。外国法事務弁護士賠償責任保険とセットでご加入ください。

## 1 お支払いする場合

盗難・紛失(※1)・火災・爆発・風水災・輸送用具の衝突・偽変造(貨紙幣にかぎります。)(※2)などほとんどすべての偶然な事故

Ex. このような事故が対象となります…

◇業務のため事務所に保管して  
いた「現金」「印紙」「小切手」、  
「キャッシュカード」が盗まれた。

◇銀行から現金を引き  
出して携行中に紛失(置き忘れ)した。

◇財産管理等で預かってい  
た顧客の「通帳と印鑑」が盗  
まれて現金が引き出された。

◇依頼人から預かっ  
た供託金を携行中に  
ひったくりにあった。

◇別の事件と混同し、インターネットバンキン  
グで誤った先に振込みをしてしまった。返金を  
何度も申し入れたが、応じてもらえない。

(※1)保管中に生じた紛失は、補償対象外。ただし貨紙幣を除く、貨紙幣類有価証券の所有者に対して法律上の賠償責任を被る損害は除きます。

(※2)偽変造は貨紙幣のみ対象となりますので、キャッシュカードのスキミングでの損害は対象外となります。

\*有価証券の事故の場合は即時払制度を利用しててん補限度額(支払限度額)の10%を限度に保険金がスピーディに受けとれます(即時払の詳細については8ページをご覧ください。)

## 2 対象となる貨紙幣類・有価証券の範囲

### 貨紙幣類

貨紙幣・小切手・印紙・通帳(印鑑)・郵便切手など

### 有価証券

株券・手形・国債証券・公社債券など

\*依頼人等第三者から預  
ったものだけでなく事  
務所所有の貨紙幣類・  
有価証券の損害も対象  
となります。



<詳細については下欄をご覧ください↓>

貨 紙 幣 類	有 価 証 券
①貨紙幣(インターネットバンキング内、外国通貨を含みます。) ②小切手(線引であると否とを問いません。) ③トラベラーズチェック ④郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙、雇用保険印紙 ⑤金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券 ⑥額面記入済みのクーポン券、乗車券(定期券、航空券を含みます。)、入場券(前売券を含みます。) ⑦プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット	用カード、ガソリンスタンド用カード) ⑧記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎります。) ⑨郵便便替、利札、宝くじ(抽選日前にかぎります。)、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票 ⑩キャッシュカード ⑪金・銀・白金の地金(クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。)、ダイヤモンド原石 ⑫額面金額記入済みのタクシーチケット

## 3 輸送方法

輸送方法は以下の方法にかぎります。

携行便・護送便・書留郵便(簡易書留を含みます。)・自動車貴重品扱い・鉄道貴重品扱い・航空機貴重品扱い  
\*貴重品扱いとは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて、運送を委託する輸送方法をいいます。

## 4 被保険者

外国法事務弁護士賠償責任保険の被保険者と同一となります。(外国法事務弁護士賠償責任保険に加入していない弁護士は補償の対象となりません。)

## 5 保険金額(支払限度額)

- 保険金額は、加入型によって異なります。
- 保険期間中に事故による保険金支払いがあっても保険金額は自動的に復元しますので安心です。(キャッシュカード・貨紙幣の偽変造損害を除きます。)
- 貨紙幣の偽変造損害については保険期間を通じて「保険金額の10%」もしくは「300万円」のいずれか低い額を限度に補償します。(貨紙幣の偽変造損害での支払限度額は自動的に復元しませんのでご注意ください。)
- キャッシュカードは1事故および総支払限度額500万円となります。(キャッシュカードでの支払限度額は自動的に復元しませんのでご注意ください。)
- インターネットバンキングで、本来振り込むべき口座とは異なる口座への振込してしまったため、返金申入の内容証明を振込先に送付したにもかかわらず、返金がなされなかった事故は、1請求および保険期間内で100万円を限度とします。
- 依頼人等から業務上預った現金を、専用の預り金保管用口座に入金せずに受領日から30日を超過して事務所内に保管(または携行)している場合は、1事故について100万円が支払限度額となります。

「受託日～事故発生日の期間」と「支払限度額」の関係

◇V型(保険金額5,000万円)にご加入の場合

受託日(9/13)

①盗難発生(9/20)

②盗難発生(11/25)

→①の事故には、支払限度額(5,000万円)が適用されます。  
→②の事故には、支払限度額(100万円)が適用されます。

30日間

- 自己負担額はございません。

ロイヤーズマネーガード年間保険料	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1事故てん補限度額(支払限度額)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	2億円
年間保険料(1事務所あたり)	48,600円	52,650円	56,700円	60,750円	64,800円	81,000円	97,200円	113,400円

# 外国法事務弁護士賠償責任保険のあらまし

## 外国法事務弁護士担保追加条項

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国法事務弁護士がその資格に基づいて保険期間中に遂行した業務に起因して、他人に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</li> <li>●1回の請求について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、保険証券記載の保健金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</li> <li>●保険期間中に行った業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後5年または10年以内に日本国内で損害賠償請求を提起された場合にかぎり損害を補償します。</li> </ul>	<p>次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の故意または犯罪行為によって生じた賠償責任</li> <li>②被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不作為を含みます)に起因する賠償責任</li> <li>③被保険者と第三者との間に賠償責任に関して、特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任</li> <li>④被保険者が公務員として職務上行った業務に起因する賠償責任(ただし、「判事補および検事の弁護士職務経験制度に関する法律に基づき、弁護士職務從事職員が行う業務」は補償の対象となります。)</li> <li>⑤被保険者が法人等の役員としての職務上遂行した行為に起因する賠償責任</li> <li>⑥被保険者が雇用関係にある法人等(弁護士法人を除きます。)の業務を遂行したことにより起因する賠償責任</li> <li>⑦加算税・延滞税および利子税に相当する損害賠償責任</li> <li>⑧納付税額を過小申告した場合に修正申告・更正・決定等により本来納付すべき本税や、還付金の額に相当する税額を過大申告した場合に修正申告・更正・決定等により還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税等についての賠償責任</li> <li>⑨被保険者が「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)」の規定に違反して行った業務に起因する賠償責任</li> <li>⑩弁護士報酬の返還にかかる賠償責任(弁護士報酬、日当等を含みます。)</li> </ol> <p>など</p>

## 受託者追加条項

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が弁護士業務に付随して管理する受託物(貨紙幣類・有価証券以外の有体物)が次の各号の間に損壊または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。</li> <li>(1)受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間</li> <li>(2)受託物が保険証券記載の目的に従って前号の保管施設外で管理されている間</li> <li>●1回の事故について損害賠償金は、保険証券記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</li> <li>※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします</li> </ul>	<p>次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人<sup>(注)</sup>またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。 ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</li> <li>②被保険者、被保険者の法定代理人<sup>(注)</sup>または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</li> <li>③受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます)、ねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任</li> <li>④受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任</li> <li>⑤貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、通帳、キャッシュカード、クレジットカード(これらに類似のカードを含みます。)、美術品、稿本、宝石、骨董品、設計書等の受託物の滅失・き損・紛失・盗取に起因する賠償責任</li> </ol> <p>(注)記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>など</p>

## 施設危険担保追加条項

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設もしくは設備または業務の遂行<sup>※1</sup>によって生じた偶然な事故(以下「事故」といいます。)により、他人の身体の障害またはその財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等<sup>※2</sup>)および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</li> <li>※修理費に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</li> <li>●施設または業務の遂行のうち、付随する業務<sup>※3</sup>に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為<sup>※4</sup>により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この担保条項の規定に従い、保険金をお支払いします。同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時または場所にかかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。1人の個人または1つの組織が被った行為による損害賠償金の額は、1被害者につき100万円を限度とし、一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて、200万円を限度とします。</li> </ul> <p>※1 被保険者が行う「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)」に規定される業務および付随する業務</p> <p>※2 付随する業務とは、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)」に規定される業務以外の弁護士として行う業務(弁護士会や協同組合活動、社外取締役、学術・企業の検討会におけるアドバイスなど)をいいます。</p> <p>※3 不当行為とは、次の①または②に掲げる不当な行為をいいます。</p> <p>①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損</p> <p>②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害</p>	<p>次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその工事に起因する賠償責任</li> <li>②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任</li> <li>③屋根、樋、扉、戸、窓、壁もしくは通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</li> <li>④証拠書類もしくは証拠物の滅失、き損もしくは汚損または執行行為に付随して生じた事故による財物の滅失、き損もしくは汚損に起因する賠償責任</li> </ol> <p>など</p>

# 外国法事務弁護士賠償責任保険のあらまし(続き)

## 成年後見業務担保追加条項

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>●被保険者たる外国法事務弁護士が成年後見業務<sup>(注)</sup>を遂行するにあたり、成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>(注)報酬の有無を問いません。財産管理業務に関する損害賠償は、弁護士賠償(弁護士特約条項)で補償します。</p>	<p>弁護士特約に記載の事項の他、以下の事由に起因する損害は保険金をお支払いません。</p> <p>①被保険者と世帯を同じくする親族が所有、使用または管理する財物の損壊      ②被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます)または法令に違反することを認識し、もしくは他人に損害を与えることを予見しながら行った行為※に起因する賠償責任      ※その行為が法令に違反することを認識し、もしくは他人に損害を与えることを予見しながら行った行為。不作為を含みません。弁護士であれば認識もしくは予見していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>など</p>

## (オプション①) サイバー保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>【賠償】</p> <p>●被保険者が業務を遂行するにあたり、次の①または②に掲げる事由(以下「事故」といいます。)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(以下「損害」といいます。)について、保険金を支払います。</p> <p>①情報の漏えいまたはそのおそれ      ②①の事由以外の、次のアからウまでに掲げる事由。ただし、ITサービス業務の提供により生じた場合を除きます。      ア. デジタルコンテンツ不當事由      イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃      ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由</p> <p>●損保ジャパンは、サイバー保険特約条項第1条(保険金を支払う場合一賠償責任)(以下「前条」といいます。)(1)に定める損害賠償請求が、保険期間中に適用地域においてなされた場合にかぎり、保険金を支払います。</p> <p>●損保ジャパンは、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、事故が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。</p> <p>【事故発生時の各種対応費用部分】</p> <p>●前条(1)(2)に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見し、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「事故対応特別費用」に対して、保険金を支払います。ただし、次の①または②に掲げる場合にかぎります。</p> <p>①前条(1)(2)に規定する事故による他人の損失等<sup>(注1)</sup>が発生するおそれのある状況を記名被保険者が認識した場合      ②前条(1)(2)イに規定する事故の発生が次のアまたはイに掲げる事由により客観的に明らかになった場合      ア. 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等      イ. 記名被保険者が行う公的機関<sup>(注2)</sup>に対する文書による届出、報告等</p> <p>●サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され、記名被保険者が認識した場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「サイバー攻撃対応費用」に対して、保険金を支払います。</p> <p>①公的機関<sup>(注2)</sup>からの通報      ②被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告<sup>(注3)</sup></p> <p>●前条(1)①に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「情報漏えい対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれによる情報漏えい対応費用に対して保険金を支払うのは、次の①から④までに掲げる事由のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎります。</p> <p>①サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知      ②記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等      ③本人またはその家族への謝罪文の送付      ④公的機関<sup>(注2)</sup>に対する文書による届出、報告等または公的機関<sup>(注2)</sup>からの通報</p> <p>●前条に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「法令等対応費用」に対して、保険金を支払います。</p> <p>(注1)他人の損失等      他人の業務の休止または阻害、他人のソフトウェアもしくは電子データの損壊または消失、不測の事由による他人の経済的な損失の発生等をいいます。</p> <p>(注2)公的機関      サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっていいる独立行政法人または一般社団法人を含みます。</p> <p>(注3)セキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告      記名被保険者が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等からの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを記名被保険者が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。</p>	<p>【賠償】</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求      ②被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求      ③被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求      ④他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。      ⑤記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。      ア. 火災、破裂または爆発      イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止      ⑥知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。      ⑦被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求      ⑧販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求      ⑨業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求      ⑩株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求      ⑪被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求      ⑫差押え、徵発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求      ⑬暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失に起因する損害賠償請求      ⑭戦争等(以下のアからウに掲げるものをいいます。)に起因する損害賠償請求      ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動      イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家間与型サイバー攻撃      ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの      ⑮直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求      ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態      イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請      ⑯直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求      ⑰直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求      ⑱他の被保険者からなされた損害賠償請求</p> <p>など</p> <p>※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。</p> <p>【事故発生時の各種対応費用部分】</p> <p>①【賠償】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為      ②記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ      ③記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ      ④電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中止、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかることに起因して発生した費用</p> <p>など</p>

# 外国法事務弁護士賠償責任保険のあらまし(続き)

## (オプション②) ロイヤーズマネーガードのあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none"><li>●日本国内における輸送中のまたは保管中の「貨紙幣類・有価証券」につき、保険期間中に生じた、盗難・滅失その他ほとんどすべての偶然な事故により、被保険者が被った損害(実損害)に対して、加入者証記載のてん補限度額を限度として保険金をお支払いします。</li><li>●次の費用の損害に対して保険金をお支払いします。<ul style="list-style-type: none"><li>(1)公示催告・除権決定または株券喪失登録の手続きに要した費用</li><li>(2)保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料</li><li>(3)遺失物法(平成18年法律第73号)に基づき、損保ジャパンの同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者証記載の「貨紙幣類・有価証券合算」のてん補限度額の20%をもってそれぞれ限度とします。</li><li>(4)「貨紙幣類・有価証券」が再発行された場合は、それに要した費用</li></ul></li><li>●貨紙幣(インターネットバンキング内、外国通貨を含みます。)が偽造・変造された場合には、偽造・変造損害の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中を通じて、加入者証記載の「貨紙幣類・有価証券合算」のてん補限度額の10%または300万円(インターネットバンキング内は100万円)のいずれか低い額を限度とします。</li><li>●キャッシュカードに関する損害は、保険期間中を通じて500万円をてん補限度額とします。</li><li>●次の損害の保険金は、1請求および保険期間を通じて、100万円を限度とします。<ul style="list-style-type: none"><li>(1)インターネットバンキングにおいて振込先口座を誤り、組戻し等の取消し手続をしたにもかかわらず、被保険者が被った当該「貨紙幣類・有価証券」の損害</li><li>(2)インターネットバンキングで、本来振り込むべき口座とは異なった口座への振込してしまったため、返金申入の内容証明を振込先に送付したにもかかわらず、返金がなされなかった場合に被保険者が被った当該「貨紙幣類・有価証券」の損害</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①保険契約者、被保険者またはこれらの代理人・使用人の故意・重大な過失</li><li>②戦争、暴動(テロを含みます。)、ストライキ、騒擾(そうじょう)、その他群衆・集団によってなされた暴力的、騒動的な行動</li><li>③地震、噴火、津波、原子力危険</li><li>④債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落</li><li>⑤取引相手等による詐欺(取引相手等を装った詐欺メールも含みます)</li><li>⑥コーポレートマネーガードPLUS 保険特別約款(ロイヤーズマネーガード)第3条第①で定める貨紙幣(外国通貨を含みます。)以外の保険の目的に対する偽造、変造、模造もしくは贋(がん)造</li><li>⑦身代金の支払</li><li>⑧恐喝</li><li>⑨保険契約者または被保険者の使用するコンピューターシステム(オンライン端末機を含みます。)の操作(通信回線を利用した間接的な操作を含みます。)</li><li>⑩帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い</li><li>⑪「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足。ただし、被保険者が受託物として預かっている「貨紙幣類・有価証券」(貨紙幣を除きます。)を紛失したことにより、被保険者が当該「貨紙幣類・有価証券」(貨紙幣を除きます。)の所有者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害については、この規定を適用しません。</li><li>⑫サイバー攻撃(コンピューターシステムへのアクセスまたはコンピューターシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を言います。)により生じた損害</li><li>⑬送信者を詐称したメールやSMSを送りつけ、貼り付けたリンクをクリックさせて偽のホームページに誘導することで、クレジットカード番号やアカウント情報(ユーザーID、パスワードなど)などの重要な情報を盗み出されたことによる詐欺および被ったインターネットバンキングの損害</li></ul> <p>など</p>

## 即時払制度

即時払とは、手形や株券等の有価証券(国債証券を除きます。)に保険事故が発生した際、公示催告<sup>(注1)</sup>または株券喪失登録等の諸手続きをしていただくことで、一定期間を要する除権決定<sup>(注2)</sup>による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効が確定する前に、貨紙幣・有価証券合算のてん補限度額(支払限度額)の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

(注1)公示催告とは手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公告することをいいます。

(注2)除権決定とは、一定期間公示した後、拾得者がなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

## ご注意

- 賠償責任保険・運送保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。ただし、サイバー保険は全世界となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険契約申込書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険料算出の基礎となる人数や事務所の数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、申込書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 保険契約について、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ■個人情報の取扱いについて

- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧いただか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ご契約にあたってのご注意

### ＜告知事項＞

#### ●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

契約申込書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項<sup>(注)</sup>について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①保険料算出の基礎数字
- ②業務内容
- ③記名被保険者  
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ④損保ジャパンが申込書以外の書面で告知を求めた事項

#### ●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

契約申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合  
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)貨物の譲渡（ロイヤーズマネーガードの場合）

貨物を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。

- (4)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

- (5)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要となる書類
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカー・修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、貨物の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<p>①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等</p> <p>②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書等</p> <p>③被保険貨物に関する事故、あるいは他人の財物損害に関する賠償事故の場合 納品書・出荷案内書あるいは仕切状、価格申告書、損害品明細書、損害品検査書、修理等費用見積書あるいは請求書、諸費用請求書、損害品証、写真など</p> <p>④有価証券に関する事故の場合 (1)手形・小切手等に関する事故の場合 公示催告の申し立てに関する書類一式 公示催告申立書、上申書、小切手発行証明書、手形振出証明書 など</p> <p>(2)株券に関する事故の場合 株券喪失登録申請に関する書類一式 申請書、売渡証明書、売買契約書、盗難届、遺失届、上申書 など</p> <p>(5)共同海損あるいは救助に関する事故の場合 船荷証券、用船契約書、共同海損精算書、救助契約書、救助費見積書・請求書 など</p>
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された被災地域での調査 ④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することができます。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●損害賠償請求権者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。

詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ロイヤーズマネーガードの事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。警察・郵便局への届出、銀行への支払い停止依頼等の必要な措置についてご説明します。

●「審査会」について

弁護士賠償責任保険の事故が発生した場合、損害賠償責任の有無、損害賠償額等につき公正・適切な診断を行うべく、「弁護士賠償責任保険審査会」に諮り、その意見を聞くことになります。この場合、ご通知いただいた内容を外部には絶対に漏らしません。

なお、受託賠償・施設賠償およびロイヤーズマネーガードの事故については、「審査会」には諮りません。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんばADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

■このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

(注)◇事故が発生した場合は、判断の客觀性を保持するため損害賠償責任の有無、損害賠償額について「弁護士賠償責任保険審査会」に諮り、その意見を聞くことになります。

◇受託物の損害額についてはご加入者に証明していただくことになります。損害額を証明することができないときは、その証明できない部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※お支払いには、損保ジャパンの事前承認が必要です。

### 事故時の損害保険ジャパンの連絡先

◇外国法事務弁護士賠償責任保険、サイバー保険  
本店火災新種専門保険金サービス部  
医師・専門賠償保険金サービス課  
TEL 03-3349-5381  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

◇ロイヤーズマネーガード  
海上保険金サービス室  
運送保険金サービス課  
TEL 03-3261-3179  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

### 問い合わせ先

◇取扱代理店  
株式会社カイトー  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6  
TEL 03-3369-3100 FAX 03-3369-3120  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)  
E-mail : lawyer\_insh@kaito.co.jp

◇引受保険会社  
損害保険ジャパン株式会社  
団体・公務開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)  
TEL 050-3808-5528 FAX 03-6388-0161